

「こども未来戦略」の策定に関する指定都市市長会緊急提言

急速に進行する少子化・人口減少は、国が直面する最大の危機である。令和5年3月の「こども・子育て政策の強化について（試案）」の公表、令和5年4月の「こども家庭庁」の設立に当たり、指定都市市長会として、令和4年11月21日に「誰ひとり取り残さない持続可能な「こどもまんなか社会」の実現に向けた提言」を、令和5年3月6日に「将来的なこども予算倍増に向けたこども政策の強化の具体的検討に関する提言」を行ってきたところである。そうした中、令和5年6月13日には、「こども未来戦略方針」において、(1)若い世代の所得を増やす、(2)社会全体の構造・意識を変える、(3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、の3つの基本理念のもと、令和6年度から3年間の集中取組期間における「加速化プラン」として、次元の異なる少子化対策の具体的な施策が示された。加速化プランについては、指定都市を通じて実施される施策も多いことから、国とともに車の両輪となって、適切な役割分担のもと、より一層、連携を強化し、子ども・子育て施策に取り組んでいかなければならない。

基礎自治体として多くの子どもと子育て家庭に幅広い行政サービスを直接提供し、また大都市としての総合力を有する指定都市が、我が国のこども政策を牽引する役割をしっかりと果たしていくため、今後の次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」の策定に当たり、下記のとおり緊急提言する。

記

1 制度設計等に当たっての地方との協議

加速化プランをはじめとした施策に係る制度設計の検討に当たっては、財源やスケジュール等の具体的な検討内容を早期に示したうえで、指定都市をはじめとする地方自治体と協議しつつ進めること。

また、具体的な施策の推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方自治体に新たな人的・財政的負担が生じることのないように措置すること。

さらに、行政機関のみならず、地域のNPOや関係機関が協働してそれぞれの役割を主体的に果たしていけるような仕組みを構築すること。

2 「加速化プラン」における具体的な施策の実施

今回の加速化プランに盛り込まれた項目については、少子化「反転」に向けた取組の強化に繋がることから評価するが、特に以下の項目については、「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども政策に全力で取り組む指定都市において特に関心が高いものであり、引き続き、指定都市の意見を踏まえつつ、施策の早期改善や財政措置の拡充など、強力で推進すること。

- (1) 保育士配置基準の抜本的な見直し
- (2) 保育所等の運営費の基準となる公定価格の処遇改善等加算の更なる拡充
- (3) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の継続的かつ効率的な実施
- (4) 保険適用の導入検討を含めた出産等の経済的負担の軽減

3 更なるこども政策の強化について

以下の項目については、次元の異なる少子化対策として、引き続き、具体的な施策の実施を求める。

(経済的支援の強化)

- (1) 学校給食費の保護者負担額について自治体間で格差が生じないように、国の責任において、無償化をはじめとした恒久的な制度として必要な財政措置を講ずること。
また、保育所等の給食費については、独自の助成制度を実施する地方自治体が増えている状況を踏まえ、長期的に安定した持続可能な全国一律の制度を創設すること。
加えて、給食に必要な施設整備や人材確保等、地方自治体に発生する様々な負担に対して、十分な財政措置を講ずるとともに、必要な財源を将来にわたり確実に措置すること。
- (2) 各地方自治体がそれぞれ独自の助成制度を実施している子ども医療費助成制度については、将来を担う子どもたちが住む地域に関わらず等しく医療サービスを受けることができるよう、社会保障制度として長期的に安定した持続可能な全国一律の制度を創設すること。
- (3) 多子世帯への保育料の負担軽減について、子どもの人数に応じた軽減が受けられるよう、所得制限や年齢制限の撤廃等、施策の拡充を図ること。さらに、第2子以降の保育料について、無償化を進めること。
- (4) 児童手当の所得制限撤廃、支給期間の延長及び多子加算の拡充に当たっては、当然に地方自治体に負担を求めることなく、国において全額財政措置を図ること。

(幼児教育・保育サービスの強化及び全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充)

- (5) 保育所等の利用者負担額については、各地方自治体で国の基準から軽減した保育料を設定している状況を踏まえ、国基準保育料の引き下げを図り、財政措置を拡充すること。
- (6) 地方自治体の実施する保育士等確保策、保育所等の防犯対策や老朽化対策等、安全確保のための施設整備に係る補助金の交付要件の拡充や補助率の嵩上げ等の財政措置を講ずること。
- (7) 医療的ケア児の保育所・放課後児童クラブ等への受入促進を図るため、各施設等への看護師等の配置に係る財政措置の更なる拡充等を講ずること。
- (8) こども誰でも通園制度については、既存の子ども・子育て施策との整理を図り、本格実施に向けて制度設計の段階から、地方自治体と十分に協議を重ねて意見を尊重するとともに、保育現場の意見も十分考慮し、保育の質の確保策を講じた制度を構築すること。
- (9) 放課後児童クラブ等の運営費において、質の向上や人材確保のための更なる処遇改善、効率的な運営の促進に要する経費及び施設を確保・維持するための賃借料について財政措置の拡充を図るとともに、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携や一体的運営を推進するため、両事業を推進し、及び安定的・継続的に実施していくための財政措置を講ずること。
- (10) 子どもの体験・生活・学習支援や居場所づくりなど、子どもの貧困対策に係る施策の拡充・強化と財政措置の充実を図ること。

- (11) 不登校児童生徒等に対する支援として、専門的な相談等に対応するために配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、不登校等の課題により丁寧に対応するうえでは常勤職員であることが不可欠であるため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること。
- (12) 不登校への対応には、学校内外での支援体制の充実も重要であり、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）や学校外の施設等に通う児童生徒の多様な学びの機会の確保に向け、専任教員の加配措置や、支援員等の配置等の財政措置を講ずること。
- 加えて、年々ニーズが拡大している教育支援センターの運営に関わる事業費への財政措置や、夜間中学及び不登校特例校の学級編制標準の特例など実態に合った定数配当の充実を図ること。

**令和5年7月25日
指定都市市長会**